

後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象としない被保険者について（依命通達）

本依命通達は、高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「法」という。）第107条第1項に定める後期高齢者医療保険料の特別徴収（以下、「特別徴収」という。）について、その対象とならない者について定めた、法施行令（以下、「法施行令」という。）第23条第3号及び法施行規則第106条第6号の規定による「市町村が認めるもの」について定めることを目的とする。

特別徴収の対象としない被保険者については、法、法施行令及び法施行規則に規定するもののほか、以下に定める取扱いによるものとする。

1 特別徴収の対象としない被保険者

次の(1)又は(2)の事由に該当して、特別徴収の停止の申出（以下、「申出」という。）があった場合は以後の特別徴収の対象としない。

- (1) 保険料を特別徴収から口座振替の方法により納付する旨の申出が被保険者からあった場合（ただし、申出時において、前年度以前に申出により特別徴収を停止し、口座振替に変更した納期の保険料について滞納がある場合は、この限りではない。）
- (2) 申出前1年以内に発生した自然災害（震災、風水害、火災その他これらに類する災害をいう。ただし、災害救助法の適用を受ける場合に限る。以下同じ。）に被災し、住宅又は家財の損害区分が罹災証明書等により2割以上と判定された場合

2 申出

申出をしようとする被保険者は、後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書に金融機関への口座振替の申込書又は罹災状況を証明する書類を添付して、区長に申し出るものとする。

3 特別徴収の開始

法第110条において準用する介護保険法第136条第1項の規定による特別徴収義務者に対する特別徴収の開始依頼に係る通知（以下、「年次依頼」という。）を行う時点において、前年度以前に申出により特別徴収を停止し、口座振替に変更した納期の保険料について滞納がある被保険者については、当該年次依頼を行い、特別徴収を開始するものとする。

4 通知

区長は、申出を受理した場合は、速やかに当該申出の承認又は不承認を決定し、文書によりその旨を被保険者に通知しなければならない。ただし、承認の場合は通知を省略できるものとする。

附則

1 施行期日

本依命通達の内容は、平成 21 年 5 月 1 日以降の事務取扱について適用する。

附則

1 施行期日

この改正規定は、決定の日（平成 23 年 9 月 12 日）から施行する。

2 適用区分

この改正規定による改正後の依命通達の規定のうち、自然災害に被災したことによる特別徴収の停止の申出に関する部分については、平成 23 年 3 月 11 日以降に発生した自然災害に被災した被保険者に適用する。

附則

1 施行期日

この改正規定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

この改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。